

彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会規則

令和5年3月30日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会条例（令和5年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号。）第7条の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合行政不服等審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(除斥)

第2条 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第74条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

(調査審議の手続の非公開)

第4条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。